



『新型コロナウイルス感染症対応資金』 の申込み期限は3月31日です

2020年5月1日に創設された新型コロナウイルス感染症の拡大で経営に影響が出ている中小企業者向けの融資制度『新型コロナウイルス感染症対応資金（北海道）』の保証申込受付の期限3月31日が迫って参りました。（当初は2020年12月31日まででしたが、12月に3月31日に延長になっています）

この制度は、一定の要件を満たした方に対して、当初3年間分が実質無利子となるほか、信用保証協会に対する保証料の全額または半額を国と道が負担するものです。また、据置期間をこれまでで最も長い5年以内としています。ご活用を考えている会員の方はお早めにお申し込みください。

【融資条件】

区分	①国準拠	②道特別
資金使途	事業資金（設備資金・運転資金）	
融資対象	危機関連保証、セーフティネット保証4号または5号のいずれかの認定を受けた中小企業者等	
融資金額	6,000万円以内	2,000万円以内
担保	無担保	
融資利率	〔固定金利〕5年以内：年1.0%、10年以内：年1.2%	
融資期間	10年以内（うち据置5年以内）	
取扱期間	令和3年(2021年)3月31日(保証申込)まで (融資については、令和3年(2021年)5月31日まで対応可能)	
借換	保証付き融資からの借換が可能(道の融資制度に限らず全ての保証付き融資が対象。 なお、一部対象とならない場合がある)	保証付き道制度融資からの借換が可能（一部対象とならない場合があります）

①、②を合わせて最大8,000万円まで融資の申込が出来ます。②の申込みは、①の限度額を超えた場合に可能となります。

【制度概要】・据置最大5年(ただし、②道特別の危機関連保証適用の場合は2年以内となります。)

・以下の要件を満たせば、当初3年間実質無利子・融資期間中の保証料ゼロとなります。

	売上減少15%以上	売上減少5%以上15%未満
個人事業主	当初3年間の利子と融資期間中の保証料は国と道が全額負担	
上記を除く中小企業者	当初3年間の利子と融資期間中の保証料は国と道が全額負担	融資期間中の保証料の半額を国と道が負担

【問い合わせ先】申込に必要な書類などはお取引のある金融機関にご相談ください。

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証 の指定期間が延長されました

中小企業庁は、1~2月でセーフティネット保証の指定期間（中小企業者の住所地を管轄する市区町村長に対して事業者が認定申請を行うことができる期間）を下記のように延長しました。

セーフティネット保証4号	指定期間：令和3年3月1日⇒6月1日までに延長
セーフティネット保証5号	指定期間：令和3年1月31日⇒6月30日までに延長
危機関連保証	指定期間：令和3年1月31日⇒6月30日までに延長